

熊本県ソフトテニス連盟会員登録制度実施要領

1 目的

熊本県におけるソフトテニスの普及活動の基盤として、熊本県ソフトテニス連盟（以下「県連盟」という。）及びこれに加盟する各地区ソフトテニス協会、熊本県学生ソフトテニス連盟（以下「地区協会等」という。）における会員組織及び会員を把握するとともに、県連盟及び地区協会等の運営を円滑化させることを目的とする。

2 会員の資格

公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）、県連盟及び地区協会等が行うすべての競技会（地区予選会を含む。）、研修会、講習会等の事業（以下「主催事業等」という。）に参加する者は、原則として日本連盟の会員として登録をしておかなければならない。

日本連盟に登録した会員は、県連盟に登録したものとみなす。ただし、日本学生ソフトテニス連盟（以下「日本学連」という。）登録者を除く。

3 登録の方法

(1) 新規に団体、学校、チーム等（以下「団体」という。）を登録しようとする者は、「新規団体作成申請用紙」を取得し、必要事項を記入し、その団体の所在地を管轄する地区協会等から県連盟を経由して日本連盟へ申請しなければならない。

(2) 日本連盟から団体ID・パスワードを交付された団体は、毎年6月1日までに日本連盟の会員登録システムにより会員登録をするものとする。この場合において、別表に定める日本連盟登録料と県連盟登録料を併せて日本連盟に登録料納付システムを利用して納入するものとする。

(3) 6月1日以降に登録しようとする者は、随時(1)又は(2)の手続きをするものとする。

(4) 日本学連に登録済みの学生で主催事業等（国体予選を除く。）に参加しようとする者、及び県連盟において登録済みの会員で他の団体から主催事業等に参加しようとする者は、「会員登録申請書」に県連盟登録料を添えて、当該主催事業等の申し込みと同時に県連盟に申請しなければならない。

4 登録料

(1) 登録料は次のとおりとする。

ただし、年度途中で退会した場合であっても登録料の返還はしないものとする。

(2) 地区協会等から登録の報告があった70歳以上の会員については、当該年度末に500円を還元するものとする。

(別表)

熊本県ソフトテニス連盟会員登録料一覧表

(金額は一人あたり)

区 分	熊本県連盟登録料	日本連盟登録料	合 計
一 般	1,000円	1,000円	2,000円
高校生以下	500円	500円	1,000円

5 会員証

(1) 会員証は、最初の登録の手続きが完了後に日本連盟が作成し、会員に交付する。

(2) 会員は、主催事業等に参加する場合は会員証を携行し、主催者から提示を求められた場合はそれに応じなければならない。

(3) 会員は、会員証の再発行を依頼する場合は「会員証再発行依頼書」を地区協会等から県連盟を経由して日本連盟に提出するものとする。

6 会員登録に関する問い合わせ先

〒862-0908 熊本市東区新生1丁目8-15 吉田 仁（総務委員会 会員登録総括）

電話080-3186-2881 FAX096-368-5072

E-mail hk2230y@ybb.ne.jp